指 定 管 理 者 募 集 要 項

1 指定管理者の募集

豊前市では、民間の様々な経営ノウハウ、管理運営能力を活用し、サービスの充実と運営の効率化による経費の節減を目指す指定管理者制度を導入しています。

今回、指定管理者の指定期間が満了することに伴い、当該施設の設置目的達成に意欲があり、市民に喜ばれるサービスを目指す指定管理者を募集します。

2 募集内容

（1） 公の施設の概要

	施 設 名	所 在	担 当 部 署
1	豊前市関係人口交流拠点施設	八屋 2025 番地 2	商工観光課 商工振興係

（概要・位置図は別紙のとおり）

（2） 申請受付期間

令和8年11月 16 日(月） ～ 令和8年12月 16 日(木)

（3） 利用料金に関する事項

指定管理者は条例に則り施設利用料金を徴収し、収入として収受できます。

（4） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)

令和9年4月1日 から 令和 14年3月31日まで(5年間)

（5） 指定管理料

指定管理料は 0円 とします。

（6） 申請の資格

①応募資格

・団体であること。(個人による応募はできません)

・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

・該当施設の設置目的を理解し、その達成への熱意があり、管理運営業務に精通し知識・経験が豊富なもの。

②応募者の制限

次に該当する団体(構成団体を含みます。)は、応募者となることができません。

(ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体。

（イ）直近2年間に国税又は地方税の滞納のある団体。
（ウ）豊前市から指名停止処分を受けている団体。
（エ）豊前市長及び豊前市議会議員本人が経営に係る団体
（オ）暴力団、又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。
（カ）本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な経営能力を有していないもの。
（キ）宗教活動又は政治活動を主たる活動とする団体。

（7） 選定の基準
（ア） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
（イ） 該当施設の効用を最大限に発揮するものであること。
（ウ） 該当施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
（エ） 該当施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
（オ） その他施設の設置目的に沿うものであること。

3 指定管理者の指定の申請
指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を申請受付期間内に提出して下さい。
(1)提出書類
1)指定申請書【様式1】 ※以下の書類を添付して下さい。
①対象施設の事業計画書及び収支計画書（令和13年度まで）
②定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
③法人にあっては当該団体の登記事項証明
※法人格のない団体にあっては、その構成状況を表す書類
④経営状況に関する書類（直近の会計年度のもの）
※商法人は、貸借対照表及び損益計算書その他の団体は収支計算書
⑤納税証明書（直近の国税・都道府県税・市町村税）
※法人格のない団体にあっては、その代表者のもの

2)宣誓書【様式2】

3)団体概要書【様式3】
※申請を取り下げる場合は、辞退届【様式5】を提出して下さい。

(2)提出方法及び提出先
豊前市商工観光課へ持参又は郵送によるものとします。

(3)提出部数
正本各1部、副本各13部（副本は複写可）提出してください。

(4)提出期限

令和8年12月16日(水)午後5時まで(必着)

4 選定方法等

前出の選定の基準をもとに下記のとおり豊前市指定管理者選定審議会が審議し、豊前市長に該当施設指定管理者の候補者を答申します。詳細は下記のとおりです。

① 募集の周知(市ホームページ)・受付開始	令和8年11月16日 ～
② 質問受付期間(様式4:FAXのみ)	11月16日～11月30日
③ 質問回答	12月7日
④ 申請締切	12月16日
⑤ 第1次審査	12月中旬
⑥ 第1次審査結果の通知	12月下旬
⑦ 審議会(ヒアリングによる第2次審査)	1月上旬
⑧ 決定通知	1月中旬
⑨ 候補者の決定	1月下旬

※詳細は別途お知らせいたします。

5 申請書の審査方法

(1)第1次審査において、応募が 4 者以上の場合は、応募資格の適格性等について書類審査を実施する場合があります。その場合の審査内容についての質問には回答しないものとします。

※この結果の通知につきましては、12月下旬にお電話にて通知します。

(2)審議会(第2次審査)開催日時

令和8年1月上旬(予定)場所:豊前市役所3階大会議室予定

※応募者が1者の場合でも、審査・評価は実施します。

(3)ヒアリングによる第2次審査(面接審査)の方法等

項 目	備考等
会 場	豊前市役所3階 大会議室
日 時	1月上 旬予定 ※決定次第お知らせします。
持ち時間	30分以内
出席者	3名以内とし、本業務担当者は必ず出席してください。
内 容	・団体概要の説明等、アピール(15分) ・審議会委員によるヒアリング(15分)

6　受託候補者の決定

受託候補者は、次により決定します。

（1）審議会において、60 点以上の申請者から順位付けを行い、第1位の者を受託候補者とします。

（2）応募者が、1者のみの場合でも審査・評価は実施し、審議会が適切な事業者であると判断した場合は受託候補者とします。

（3）指定管理者選定基準による採点において、第1位の者の得点が審議委員全員の平均点が 60 点未満の場合は、審議会で協議するものとします。

（4）審査結果に対する異議申し立ては、受付できません。

7　指定管理者の指定

選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、その旨を告示し指定管理者に指定します。また、その旨を告示します。

8　協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、管理運営方針に基づいて該当施設の管理に関する協定を締結します。

9　その他指定管理者の留意事項

（1）行政処分権限の代行及び禁止事項
（2）事業報告書の作成及び提出
（3）業務報告の聴取等
（4）指定の取消し等
（5）損害賠償義務
（6）個人情報の取扱い

10　申込・連絡先

豊前市役所　商工観光課
〒828－8501　豊前市大字吉木955番地

【担当部署】
商工観光課　商工振興係　担当　湯越
ＴＥＬ：0979－82－8078
ＦＡＸ：0979－82－9165
E-mail ： syogyo@city.buzen.lg.jp